

本 庁 課 長 様
教育庁出先機関の長 様
教育機関の長 様
県立学校長 様

公立学校共済組合新潟支部長
新潟県教育長

特定保健指導の実施について（通知）

生活習慣病の早期発見、発症防止のため、全ての医療保険者は、40 歳以上 75 歳未満の加入者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することとなっています。

については、下記のとおり特定保健指導を実施しますので、御理解、御協力をお願いします。

記

1 特定保健指導の流れ

別紙 1「特定保健指導フロー図」のとおり。

特定健康診査(※)の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に、特定保健指導の利用を案内します。(対象者及び指導内容については別紙 2 のとおり。)

※特定健康診査の検査項目は、定期健康診断や人間ドックの検査項目に全て含まれているため、検診等受診により特定健康診査を受けたことになります。

2 特定保健指導の利用方法

対象者は次の 3 つの利用方法から 1 つを選択します。

(1) 人間ドック受診と同時に利用

対象者には検診機関から案内があるので、当日に初回面接を受けます。

(2) 委託業者（SOMPOヘルスサポート）で利用（所属訪問型（対面又は ICT 面談））

対象者に利用案内が送付されます。

(3) 検診機関等で利用

共済組合に特定保健指導利用券等請求書を提出してください。共済組合から利用券を送付します。検診機関へ予約を行い、送付された利用券を持参し初回面接を受けます。

3 所属にお願いすること

(1) 関係書類の配付

所属に送付する場合がありますので、同封の案内を対象者に配付願います。

(2) 対象者への電話取り次ぎ

委託業者から利用案内の電話連絡を行う場合がありますので、対象者へ取り次ぎ願います。

(3) 面接場所の提供

所属訪問型を利用する場合、所属の会議室等の使用について、御協力をお願いします。なお、県庁内の所属は、福利課で庁内の健康管理室等を確保できますので、必要な場合

は、事前に担当まで連絡するよう、対象者に周知願います。

(4) ICTを利用した面談実施時の注意点

ICTを利用した面談を実施いただく場合、通信機器及び通信環境等は特定保健指導利用者が各自で準備いただくようお願いください。

(5) 利用勧奨

保健指導の対象となった場合は積極的に利用するよう、周知願います。

4 費用

自己負担はありません。(公立学校共済組合が全額負担します。)

5 利用期限

初回面接の実施期限は、原則として令和9年3月31日までです。

なお、支援期間は、初回面接実施後3～6か月間となります。

6 服務上の取扱い

職専免とします。

なお、所属訪問型の初回面接を定期健康診断の事後指導とする場合は、職務命令とします。

7 送付書類

別紙1「特定保健指導フロー図」

別紙2「特定保健指導の対象者及び指導内容」

〒950-8570 (住所記載不要)
公立学校共済組合新潟支部
(新潟県教育庁福利課健康管理係)
担当：杉本、國塚
電話：025-283-5170 (直通)